

# 金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## 手数料など諸費用について

・株券、出資証券、投資証券を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料はいただきません

※ブラジル株式取引におきましては、6 月末および 12 月末の保有証券残高に対して、0.75% (最低手数料 300 B R L) を乗じた現地事務手数料を現地通貨建てにてお支払いいただきます。

## その他の手数料

項 目	手 数 料 (税込み)
・ 転換社債型新株予約権付社債、 新株予約権証券の株式への転換	10 単元以下 550 円  10 単元超 1 単元増すごとに 55 円を加算した額。 但し、11,000 円を限度とする。 (円未満切り捨て)
・ 有価証券移管手数料 (他社への預け替え)	当社で算定した時価額 (円換算額) の 1.10%  株式 : 移管申込日の終値  投資信託 : 移管申込日の基準価額  債券 : 移管申込日の取引価格  為替 : 移管申込日の TTM
・ 異名義口座間 相続・贈与のための振替手数料	無料

## この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

## **金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要**

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、「証券総合取引」の申し込みをいただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## **この契約の終了事由**

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- お客様が当社の証券取引約款の変更に同意されない場合